

広島市告示第 1 8 4 号

令和 7 年 4 月 1 日

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 1 2 号）の附則第 2 条第 1 項により、改正前の地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、広島市西部こども療育センター療育相談室の使用料及び手数料の収納事務を次のとおり委託したので、改正前の地方自治法施行令における同条第 2 項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区八丁堀 2 番 3 1 号

東宝ビル管理株式会社 中国支社

支社長 東 辻 浩 典

2 委託した期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで